

みまもりふくろうサービス
利用規約（第4版）

SOMPOリスクマネジメント株式会社

第1条 (利用規約の適用)

SOMPOリスクマネジメント株式会社（以下、「当社」といいます。）は、本みまもりふくろうサービス利用規約（以下、「本サービス規約」といいます。）に基づき、みまもりふくろうサービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2. 契約者は本サービス規約を遵守して、本サービスを受けるものとします。
3. 当社は、契約者の事前の承諾を得ることなく本サービス規約を変更できるものとし、当該変更後は変更後の規約が適用されるものとします。この場合、当社は、あらかじめ当社が適当と判断する方法により、サービス契約者に対し、規約が変更される旨、変更後の規約内容、変更の効力発生日を告知し、または個別に通知するものとします。また、契約者は規約の変更後、本サービスを使い続けることにより、変更後の規約に同意をしたものとみなします。

第2条 (サービスの種別)

当社は、本サービスにて提供するサービスプランは、次のとおりとします。

- (1) モバイルルーター接続プラン
- (2) スマートフォン接続プラン
- (3) SIM 接続プラン

第3条 (サービスの提供条件)

本サービスを利用するには、当社が指定する活動量計データ計測機器（以下、「活動量計データ計測機器」といいます。）および当社が指定する動作環境を満たす中継機器（以下、「中継機器」といい、活動量計データ計測機器と併せて「端末機器」といいます。）が必要となります。

2. 本サービスの提供地域は日本国内とします。
3. 本サービスに使用する活動量計データ計測機器の仕様に関してはサービス仕様書に定めます。
4. 本サービスを利用するためには、当社が提供するアプリケーションやプログラム、および関連文書など（以下、「提供ソフトウェア」といいます。）が必要となります。提供ソフトウェアの利用許諾条件は、別途当社が定めるものとし、契約者は、利用許諾条件に従い、提供ソフトウェアを利用するものとします。
5. 契約者は、スマートフォン接続プランで利用するスマートフォン、電気通信サービスを契約者の費用と責任で準備するものとします。
6. モバイルルーター接続プランでは、端末機器で利用する電気通信サービスとして、NTTPC コミュニケーションズ株式会社が提供するモバイル接続サービスを、同社のモバイル接続サービス利用規約に基づき提供します。モバイル接続サービスの料金は、別紙料金表のとおりとします。
7. 「SIM 接続プラン」で提供する通信サービスは、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社が提供する電気通信サービス（以下、「SIM 接続プラン用モバイル接続サービス」といいます。）を第21条、第22条、第23条に基づき提供します。モバイル接続サービスの料金は、別紙料金表のとおりとします。

第4条 (契約の成立)

利用契約は、契約者の申し込みに対して当社が所定の審査を行い、申し込みを承諾した時点で成立します。

2. 利用申し込みに係るサービスの提供は、原則として申し込みを受け付けた順に行います。ただし、当社は、活動量計データ計測機器の在庫数量、配送地域その他の事情によりその順序を変更することができるものとします。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前に通知または催告することなく本サービスの利用の申し込みを拒否し、またはサービス利用契約の全部もしくは一部を解除することができるものとします。
 - (1) 申し込み希望者が本サービス規約第29条第2項乃至第3項のいずれかに該当する場合
 - (2) 利用申込書に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 支払停止もしくは支払い不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続開始の申立てがあった場合
 - (4) 申し込み希望者または契約者が、当社からの問い合わせ、その他の連絡に対して、30日以上応答がない場合（連絡した電子メールアドレスに対し、送信不能通知が複数回にわたり返信された場合を含みます。）
 - (5) 前各号のほか、当社がサービス利用契約の継続を適当ではないと判断した場合

第5条 (サービス内容の変更)

契約者が提供サービス内容の変更を希望する場合は、当社の定める方法により変更を申し込むものとします。なお、サービス内容の変更の成立は第4条(契約の成立)に準じるものとします。

第6条 (テナントIDの利用休止)

当社は、契約者から申込みがあったときは、テナントIDの利用休止(契約者が利用するテナントIDを一時的に利用できないようにすることをいいます。)を行うことができます。

2. テナントIDの利用休止を開始する日(以下「利用休止日」といいます。)およびテナントIDの利用を再開する日(以下「利用再開日」といいます。)は、毎月1日とし、月途中の日を利用休止日または利用再開日に指定することはできないものとします。

3. 利用再開時には別途、所定の設定料金が発生します。

4. 当社がテナントIDの利用休止を行う期間(以下「利用休止期間」といいます。)は、利用休止日から9カ月を限度とした契約者が利用再開日を指定した日の前日までの間となります。なお、契約者が利用再開日を指定しなかったときは、利用休止日の9カ月後の日を利用再開日とします。

5. 利用休止期間は、最低利用期間の算定には含まれません。

6. 契約者は利用休止期間中、提供ソフトウェアのうちWebアプリケーションおよびスマートフォンアプリケーションにログインできません。また、登録している端末機器の追加登録および登録削除を行うことができません。

第7条 (契約の終了)

契約者からの利用契約を解約(終了)する旨の通知があった場合には、当社が当該通知を受領した日を含む月の翌月末日をもって利用契約は終了するものとします。

2. 本サービスの最低利用期間は、別紙料金表に定めるとおりとします。最低利用期間の起算日は第14条に定める課金基準開始日とします。

3. 第1項に定める利用契約終了日が前項に定める最低利用期間に達しない場合には、最低利用期間の満了日をもって利用契約は終了するものとします。

第8条 (契約の単位)

当社は、本サービスの利用契約毎に、1つのテナントIDを発行します。

2. 第4条1項の契約申込に対する承諾は、契約者に対してテナントIDを通知することにより行います。

なお、テナントIDの利用開始日は、原則として当社がテナントIDを契約者に通知した日とします。

第9条 (活動量計データ計測機器の登録)

1つの利用契約の基本メニューとして別紙料金表に記載の個数の活動量計データ計測機器を登録できます。また、追加メニューとして、契約者の申し込みにより活動量計データ計測機器を追加登録することができるものとします。

2. 活動量計データ計測機器の利用開始には、当社が別途定める契約者による利用開始手続きが必要となります。活動量計データ計測機器の利用開始日は、利用開始手続きが完了した日とします。

3. 前2項のほか、活動量計データ計測機器の登録、利用開始および利用終了に関する事項は、別途当社が定めるところに従うものとします。

第10条 (端末機器の管理)

契約者は、本サービスの利用にあたっては、端末機器を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、本来の利用方法を守り、次に定める行為を行わないものとします。

(1) 端末機器の改造または改変

(2) サービス仕様書に定める本来の利用方法以外の利用(生命への危険防止および生命維持のための利用等)、または公序良俗に反する利用

(3) 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、外国為替および外国貿易法、米国輸出管理規則、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為

(4) 前各号のほか、当社が不適当と判断した行為

2. 前項違反の場合、契約者が本サービスを利用できないことによる損害およびその他の損害について、当社は一切責任を負いません。また、契約者は、当社設備、システム、サービスおよびその他当社財産等ならびに第三者に損害を与えた場合にはその損害の一切を賠償するものとします。

第11条 (秘密情報の取り扱い)

契約者、活動量計データ計測機器を装着した者（以下、「利用者」といいます。）および当社は、本サービスに関し知り得た相手方の技術上・営業上またはその他の業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨あらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下、「秘密情報」といいます。）を、相手側の書面による承諾なしに、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りではないものとします。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 本規約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 本条に従った指定、範囲の特定や秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報
2. 前各項の定めにかかわらず、契約者、利用者および当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、契約者、利用者および当社は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。
3. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
4. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方より提供を受けた秘密情報を本サービス利用の目的の範囲内でのみ使用し、必要な範囲内で秘密情報を化体した資料等（以下、本条において「資料等」といいます。）を複製または改変（以下、本条においてあわせて「複製等」といいます。）することができるものとします。この場合、契約者および当社は、当該複製等された秘密情報についても、本条に定める秘密情報として取り扱うものとします。
5. 前各項の規定にかかわらず、当社が必要と認めた場合には、NTTPC コミュニケーションズ株式会社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社および再委託先に対して、本サービスのために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく秘密情報を開示することができるものとします。ただしこの場合、当社は再開示先に対して、本条に基づき当社が負う秘密保持義務と同等のものを負わせるものとします。
6. 秘密情報の提供を受けた当事者は、相手方の要請があったときは資料等（複製等がなされた秘密情報を含む。）を相手方に返還し、秘密情報が契約者の設備または本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

第12条 (個人情報の取扱い)

当社は、契約者および利用者から知り得た個人情報については、当社が別に定める「個人情報保護について」(<https://www.sompo-rc.co.jp/privacy>)（以下、「プライバシーポリシー」といいます。）に基づき取り扱うものとします。なお、本サービス規約とプライバシーポリシーに齟齬がある場合、本サービス規約の定めが優先して適用されるものとします。

2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、利用者に関する次の各号に定める情報（以下、「利用者情報等」といいます。）を、当社が取得すること、本条の定めに従って利用することについて、予め利用者本人の承諾を得なければならないものとします。
- (1) 利用者の登録情報（氏名、生年月日、メールアドレス、電話番号等）
 - (2) 利用者の活動量計データ計測機器で計測したデータ（脈拍数等）
 - (3) その他、本サービスの提供のために必要となる利用者に関する情報
3. 当社は、利用者の承諾を得ることなく、本サービス用設備の故障・停止時の復旧の便宜に備えて利用者情報等のバックアップを実施することができるものとします。
4. 当社は、契約者および利用者から提出された利用者情報等を善良な管理者の注意をもって管理し、プライバシーポリシーおよび本条その他において別途定めがある場合を除き、利用者の書面等による承諾を得ることなく、本サービス以外の目的のために利用、または第三者提供はしません。
5. 契約者および利用者は、当社が利用者情報等を、本サービスを提供する目的のほか、次の各号に定める場合に利用することに予め同意するものとします。
- (1) 利用契約終了後において、問合せ対応等のために必要がある場合
 - (2) 当社が提供する役務または販売する商品の紹介、提案または助言
 - (3) 当社が販売受託、取次等を行う役務または商品の紹介、提案または助言
 - (4) アンケート調査その他の調査に必要な物、謝礼等の送付
 - (5) 役務・商品等に係る品質等の改善または新たな役務、商品等の開発

- (6) 各種キャンペーン、各種サービスのモニタなどの案内
 - (7) 統計分析、新たな分析手法の作成および検知傾向の調査研究、ならびにその結果に基づく各種レポートの作成および販売促進資料での利用
 - (8) 当社を含むSOMPOホールディングス株式会社の子会社または関連会社（以下、「SOMPOグループ企業」といいます。）の役務・商品等に係る品質等の改善または新たな役務、商品等の開発
 - (9) 本条第7項に基づく第三者への開示または公開
6. 当社は、前項第8号の目的のために必要な場合には、プライバシーポリシーに記載の「個人情報の共同利用について」に従い、SOMPOグループ各社と利用者情報等を共同利用することがございます。
7. 当社は、次の場合には、利用者情報等を第三者（NTTPC コミュニケーションズ株式会社およびソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社を含みます。）に開示または公開することがあります。
- (1) 法令に従った要請または法令の手続きにおいて必要とされる場合
 - (2) NTTPC コミュニケーションズ株式会社に本条第2項各号の情報を提供する場合においては第3条第6項に記載の目的で必要となる場合
 - (3) ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社に本条第2項各号の情報を提供する場合においては第3条第7項に記載の目的で必要となる場合
 - (4) 前各号のほか、法令に基づき認められる場合
8. 当社は、利用者情報等について、利用者を特定できない形での統計的な情報として、当社の裁量で利用、開示または公開することができるものとし、利用者は、これに異議を唱えないものとします。

第13条 （知的財産権）

本サービスに関する知的財産権は、当社に帰属するものとします。

- 2. 本サービスに関し、第三者の特許権あるいは著作権を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、当社はその責任においてこれを処理解決するものとします。ただし、当該権利侵害が契約者の仕様または指示に起因する等、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、当社は紛争解決の責めを免れるものとします。
- 3. 本規約に基づく本サービスの利用許諾は、当社ウェブサイトまたは本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第14条 （料金等）

本サービスの料金は別紙料金表に定めるとおりとし、契約者は料金を支払う義務を負います。

- 2. 本サービスにおける料金計算方法は、次のとおりとします。
 - (1) 課金基準開始日は、当社が発送した初回の活動量計データ計測機器を、契約者が受領した日の翌月1日とします。
 - (2) 課金基準開始日以降、毎月1日を課金基準日とします。
 - (3) 課金基準日に登録中の活動量計データ計測機器を課金対象とします。
 - (4) 課金基準日における課金対象活動量計データ計測機器の個数（以下、「課金個数」といいます。）が、基本メニューに含まれる個数以下の場合は、基本メニューの月額費用が当該月の料金となります。
 - (5) 課金個数が基本メニューの個数を上回る場合には、超過した個数に追加メニューの月額費用を乗じた額と基本メニューの月額費用の合計額が当該月の料金となります。
- 3. テナントIDの利用休止を行った場合、テナントIDの利用休止日から利用再開日の前日までの期間は本サービス料金の支払いを要しません。
- 4. テナントIDの利用休止を行った場合、利用再開日から本サービス料金の支払いを要します。

第15条 （料金等の支払方法）

請求書・口座振替支払いの契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書または口座振替により料金を支払うものとします。

- 2. 契約者と当該収納代行会社、金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第16条 （領収書の不発行）

当社は契約者に対し、利用料金に係る領収書等の受取証書を発行しません。

第17条 （延滞損害金）

支払期日を経過しても料金その他の債務について支払いがない場合、契約者は、未納料金のほか、これに対する支払期日の翌日から支払い日まで年14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとします。

第 18 条 (消費税等)

契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税および地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税および地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第 19 条 (技術的条件)

本サービスにおける基本的な技術事項は、サービス仕様書のとおりとします。

2. 契約者は、前項に定める技術的条件を遵守するものとします。

第 20 条 (中継機器)

中継機器の設置、設定、運用、管理は、契約者の費用と責任において実施するものとし、当社の責任は、本サービス規約およびモバイル接続サービス利用規約に定めるものに限定されます。

2. 契約者は、自己の責任において中継機器のセキュリティリスク管理およびインターネット接続に関する設定を実施するものとします。

3. 中継機器の設置、設定、運用、管理その他中継機器が原因により発生したサービスの不具合に関し、当社は一切責任を負わないものとします。また、これにより当社または第三者に損害が発生した場合は、契約者は当該損害を賠償するものとします。

第 21 条 (SIM 接続プラン用モバイル接続サービス)

SIM 接続プラン用モバイル接続サービスは、「SIM 接続プラン」で提供する活動量計データ計測機器でのみ使用でき、その他の機器においては使用できません。

2 携帯電話事業者（ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社がワイヤレスデータ通信（無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのものをいいます。）を提供するために卸携帯電話サービス契約その他の契約を締結している携帯電話事業者をいい、ローミング先の事業者を含みます。）の約款等により通信利用について制限があるときは、SIM 接続プラン用モバイル接続サービスの提供を中断することがあります。

第 22 条 (SIM 接続プラン用モバイル接続サービスの利用)

SIM 接続プラン用モバイル接続サービスの利用区域は、日本国内における SIM 接続プラン用モバイル接続サービスのインターネット接続可能区域とします。

2 接続可能区域については本サービスのウェブサイト等に掲示します。ただし、当該通信区域内であっても、電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

3 当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、または携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定もしくは携帯電話事業者とソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社との間で締結される契約の規定に基づき、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合、通信を一時的に制限することがあります。

第 23 条 (「SIM 接続プラン」で使用する SIM カード)

「SIM 接続プラン」にて使用する SIM カード（以下、本条において同じとします。）は、利用契約終了後、契約者に譲渡されるものとし、返却は不要とします。

2 契約者は、SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3 契約者は、SIM カードを契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしったりしてはならないものとします。

4 契約者による SIM カードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者による SIM カードの使用により発生した料金等については、全て当該 SIM カードの管理責任を負う契約者の負担とします。

5 契約者は、SIM カードが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6 SIM カードを契約者が受領した時点で故障していた場合（初期不良である場合をいいます。）に限り、当社の負担において SIM カード（または活動量計データ計測機器）の修理もしくは交換をする義務を負います。

7 契約者は、SIM カードに登録されている利用者識別番号その他の情報を変更または消去してはならないものとします。

8 契約者は、SIM カードに、当社、ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社、携帯電話事業者および第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。

9 初期不良以外の事由により SIM カードが故障した場合、活動量計データ計測機器の修理または交換となり、その修理もしくは交換の費用は契約者の負担とします。

10 「SIM 接続プラン」以外のサービスプランにて使用する SIM カードについては、本条の適用はなく、モバイル接続サービス利用規約の定めによるものとします。

第 24 条（再委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部または一部を第三者に委託することができます。

第 25 条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

契約者は、当社の書面による事前の承諾なく、サービス利用契約上の地位または本サービス規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定その他の処分をすることはできません。なお、当社の承諾に基づき当該地位を承継した譲受人は、当社に対し、速やかに承継があった事実を証明する書類を添えてその旨申し出るものとします。

2. 当社は、本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴いサービス利用契約上の地位、本サービス規約に基づく権利および義務ならびに契約者の登録事項その他の顧客情報を当該事業の事業譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は当該譲渡につき同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡に限らず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 26 条（提供中止）

当社は、次の各場合には提供サービスの全部または一部の提供を中止することができるものとします。当社は、提供サービスの提供中止によって発生する損害に対し、一切責任を負いません。

- (1) 天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合
- (2) 委託先における障害等の発生、販売中止などサービス提供を中止することがやむを得ない場合
- (3) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検または保守作業を定期的または緊急に行なう場合
- (4) 本サービスが設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由がある場合
- (5) その他、当社が中断または停止を必要とする相当な理由があると判断した場合

2. 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、事前にその旨とサービス提供中止の期間を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 27 条（禁止行為）

契約者および利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

- (1) 本規約に違反する行為
- (2) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (3) 当社、本サービスの他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- (4) 公序良俗に反する行為
- (5) 本サービスの目的以外で本サービスを利用する行為
- (6) 本サービス内で当社から提供された情報を、無断でまたは当社の事前の書面による許諾を得ることなく、第三者に提供する行為
- (7) 本サービスに関連して取得した情報を、本サービスと同一または類似のサービスの開発、提供、販売等に利用する行為、本サービスの運営に支障をきたす行為
- (8) 本サービスに関する権利または義務の全部または一部の第三者への譲渡、担保提供等
- (9) 本サービスに関するシステム等のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する行為
- (10) 当社、本サービスの他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- (11) 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為
- (12) 当社のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスし、または不正なアクセスを試みる行為
- (13) 第三者に成りすます行為
- (14) 当社またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (15) 反社会的勢力等への利益供与

(16)前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為

(17)その他、当社が不適切と判断する行為

第28条 (免責)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により契約者に発生した損害については、一切の責任を負わないものとします。

(1) 天変地変、騒乱、暴動等の不可抗力

(2) 契約者の設備の障害または本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合その他契約者の接続環境における障害

(3) 本サービス用設備からの応答時間その他インターネット接続サービスに係る品質・性能の不適合

(4) 当社が第三者から導入しているコンピューターウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピューターウイルスの本サービス用設備への侵入

(5) 契約者の設備（ファイアウォールを含みます。また、シグネチャ類を含む定義ファイルが配信されている場合を含むものとします。）への第三者による不正侵入

(6) 前号に規定するもののほか、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等または契約者の設備への第三者による不正アクセス、通信経路上での傍受等

(7) 当社が定める手順・セキュリティ手段等の契約者による違反

(8) 本サービス用設備のうち、当社の作成・制作に係らないソフトウェアまたはデータベースの不具合

(9) 本サービス用設備のうち、当社の製造、提供等に係らないハードウェアの不具合

(10) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合

(11) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（令状による差押え・捜索・検証）または犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（平成11年法律第137号）の定めに基づく強制的な処分その他裁判所の命令または法令に基づく強制的な処分

(12) 再委託先の業務に関する事由で、再委託先の選任・監督につき当社に過失等の帰責事由がないもの

(13) 前各号のほか、当社の責に帰することのできない事由

2. 当社は、本サービスに関し、契約者の特定の目的や要望に適合すること、期待する機能、商品的価値、正確性または有用性を有すること、契約者による本サービスの利用が契約者に適用のある法令または業界団体の内部規制等に適合することおよび不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。

3. 当社は、第三者の知的財産権を侵害することなく、本サービスを提供します。ただし、当該義務が果たされなかった場合には、当社の義務および責任ならびに契約者への救済措置は、本サービスの内容の訂正、削除（代替として適当なものがないと当社が判断した場合に限ります。）または差替えのみに限られるものとし、当社は、それ以外のいかなる責任（損害賠償責任を含みます。）も負わないものとします。

4. 当社は、本サービスの提供に当たり、正確な情報を提供すべく努めますが、契約者が本サービスを通じて得た情報等について、その完全性、正確性、適時性、信頼性、有用性等を保証するものではなく、これらに関する一切の責任を負わないものとします。

5. 契約者は、本サービスから得た情報に基づく行為および不作為ならびにこれらの結果について、当該行為を自己が行ったか否かを問わず、一切の責任を負うものとし、当社に対し、いかなる異議および請求も行わないものとします。

6. 本サービス用設備等の機器の故障、システム障害、通信回線の不調・断絶、停電等の発生により、テナント ID、パスワード、利用者情報等、契約者に関するデータ等が消失または紛失した場合であっても、当社は、自らに故意または重大な過失がある場合を除いて、これにより発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。

7. 当社は、本サービスを変更または終了する場合であっても、契約者が本サービス利用に関連して負担した一切の費用（機材の購入、電話・光ファイバー等の回線の新設・導入、プロバイダーとの契約等に要した費用をいいますが、それに限りません。）について支払義務を負わないものとします。

8. 当社は、自らに故意または重過失がある場合を除いて、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能または変更、提供情報の削除または消失、契約者または利用者の登録の抹消、本サービスの利用による登録データの消失または機器の故障もしくは損傷その他本サービスに関して契約者または利用者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

9. 本サービスに関連して、契約者と第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切の責任を負わないものとします。

10. 本サービスに係る電子メールに関し、送信不能、到着遅延、文字化けその他の不具合が発生して

も、当社は、その不具合に起因して発生した損害につき一切の責任を負わないものとします。また、契約者が受信した電子メールを削除または紛失した場合においても、当社は、当該電子メールの再送信を行わないものとします。

11. 当社は、契約者からの問合せを遅滞なく受け付けることを保証するものではありません。

第 29 条 （反社会的勢力の排除）

契約者は、自己（取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、相談役、理事、監事、支配人もしくは重要な使用人またはこれらに準じ実質的に経営を支配する者を含みます。以下、同様とします。）が、現在、反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 契約者は、自己が、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 反社会的勢力が経営を支配し、または経営に実質的に関与していること。

(2) 事業の運営・維持に反社会的勢力を利用していること。

(3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または反復もしくは継続して便宜を供与する等、反社会的勢力の運営・維持に関与していること。

(4) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること。

3. 契約者は、自己により、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為

(2) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(3) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(4) その他前各号に準ずる行為

4. 当社は、契約者が前各項のいずれかに違反していることが判明したとき、または違反していると合理的に判断したときは、何らの催告を要せず、サービス利用契約を直ちに解除することができるものとします。

5. 当社は、前項に基づきサービス利用契約を解除した場合に契約者に損害が生じても何らこれを賠償する責任を負いません。また、契約者は、解除した当社に損害が生じたときは、これを直ちに賠償しなければなりません。

第 30 条 （損害賠償）

当社は、故意または重大な過失により、本サービス規約に定める義務に違反した場合に限り、損害賠償責任を負うものとします。

2. 前項の場合において、当社が賠償すべき損害の範囲は、契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害に限るものとし、逸失利益および特別損害については、その予見可能性の有無を問わず、賠償する責任を負わないものとします。また、損害賠償の額は、当社が契約者から損害賠償請求を受けた日から遡って12か月の間に、契約者が当社に支払った対価の金額を超えないものとします。

および

第 31 条 （存続条項）

サービス利用契約の終了後においても、次の各号に定める条項、その他性質上終了後も効力を有すると認められる条項は引き続き効力を有するものとします。

(1) 第 10 条（端末機器の管理）

(2) 第 12 条（個人情報取扱い）

(3) 第 16 条（領収書の不発行）

(4) 第 17 条（延滞損害金）

(5) 第 18 条（消費税等）

(6) 第 25 条（サービス利用契約上の地位の譲渡等）

(7) 第 28 条（免責）

(8) 第 30 条（損害賠償）

(9) 第 31 条（存続条項）

(10) 第 33 条（準拠法および合意管轄）

第 32 条 （完全合意）

本サービス規約は、サービス利用契約に係る当事者間の完全な合意を構成し、サービス利用契約の締結

以前に当事者間でなされたサービス利用契約に関連する書面、口頭その他いかなる方法による合意、表明および保証も、本サービス規約がとって代わるものとします。

第 33 条 （準拠法および合意管轄）

本サービス規約の準拠法は、日本法とします。

2. 本サービス規約に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 34 条 （協議等）

本サービス規約に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、当社および契約者は、誠意をもって協議の上、これを解決することとします。なお、本サービス規約のいずれかの部分が無効である場合であっても、本サービス規約全体の有効性には影響がないものとし、当該無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な内容の規定があるものとして解釈適用されるものとします。

以上

初版作成：2020年6月15日

第4版：2026年4月9日

別紙

料金表

サービスプラン	構成部材	月額費用（税別）	最低利用期間
モバイルルーター 接続プラン	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円	—
	みまもりふくろう向け モバイル接続サービス (中継機器1台あたり)	600 円	3 ヶ月
スマートフォン 接続プラン	基本メニュー (活動量計データ計測機器 10 個登録可)	20,000 円	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	2,000 円	—
SIM 接続プラン プラン	基本メニュー (活動量計データ計測機器 1 個登録可)	5,000 円	3 ヶ月
	追加メニュー (活動量計データ計測機器 1 個あたり)	5,000 円	—

その他、機器料金、設定料金が発生する場合があります。